

## 第二期 新型コロナウイルス感染症対応給付奨学金

第一期・第二期の期間を設け、下記の日程で随時、新型コロナウイルス感染症対応給付奨学金の募集をいたします。

第一期	募集時期		振込予定時期
	①	6月1日～6月30日	7月下旬
	②	7月10日～7月31日	8月下旬
	③	8月18日～8月31日	9月下旬

第二期	募集時期		振込予定時期
	①	11月10日～11月30日	12月下旬
	②	12月10日～12月24日	1月下旬
	③	1月11日～1月29日	2月下旬

第一期・第二期ともにそれぞれの期間中に1回ずつ申請が可能です。

※第一期に当奨学金を受給された方も再度、第二期で申請が可能です。

今回は12/10～12/24での募集になりますので、下記の対象者に該当する方のみ申請ください。

なお、1月の募集については1月上旬にあらためてお知らせいたします。

**【12月募集】 願書配布・受付期間：12月10日(木)～12月24日(木)**

## ■対象者

下記の(A)と(B)両方の条件を満たし、さらに生計維持者において新型コロナウイルス感染症に起因する家計急変の事由①～③のいずれかに該当する場合に本制度の対象となります。

(A)	生計維持者(父母)の年収について、市区町村が発行する「令和2年度(令和元年度)所得証明書」に記載された「所得金額」が、父母合計で日本学生支援機構の第二種奨学金の家計基準を満たしていること。 ※以下URLよりご自身が家計基準を満たしているかご確認のうえ、申請してください。 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html</a>
(B)	生計維持者が給与所得者の場合は、雇用保険に加入している(いた)こと ※ただし、母子・父子家庭の場合は、雇用保険に未加入でも可とする。
①	生計維持者の一方(又は両方)が死亡した場合。
②	生計維持者の一方(又は両方)が2020年3月1日以降に失職(非自発的失業の場合に限る)もしくは生計維持の母体となる会社等が倒産・解散した場合。 ※第一期に事由②にて申請された方で、第二期の申請時点までに再就職された方は当事由に該当しませんのでその場合は、事由③に該当するかご確認ください。
③	世帯収入(父母2名の収入合計)において2020年10月・11月の平均収入額が2019年1月～12月の平均収入月額より40%以上減少している場合。 ※自営業の方の場合、所得額(収入から経費等を差し引いた額)で判定します。 ※給与所得者の場合、以下の計算式で判定します。 【2019年1月～12月平均収入月額】 = (2019年 年収 - 賞与 - 通勤手当) ÷ 12 【2020年10月・11月の平均収入額】 = [(2020年10月給与収入 + 11月給与収入) ÷ 2] - [賞与減収額 ÷ 12] ※「賞与減収額」は例年支給されている賞与が2020年3月以降、減額もしくは支給されなかった場合にのみ適用になります。 ※2020年2月29日以前に退職している場合は、審査対象外となります。

※生計維持者は父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

※学籍が「留学中」の学生および過年度生についても申請が可能です。

※ただし「休学中」の学生は対象外とします。

■給付額：40万円（※家計急変の事由が複数該当する場合でも給付額は一律40万円となります。）

■提出書類

＜全員提出＞	
①	奨学生情報記入シート（所定用紙）
②	願書（所定用紙）
③	父母それぞれの令和2年度（令和元年度）所得証明書（市区町村の役所にて発行） ※第一期に申請された方は提出不要です。

＜以下は該当する家計急変の事由に応じて提出＞	
①生計維持者が死亡した場合	死亡診断書（写し）および 住民票（死亡日記載のもの）
②生計維持者が失職もしくは勤務先が倒産した場合	【 会社員・パートタイマーの方 】 ①最新の雇用保険受給資格者証の写し ※母子・父子家庭で、雇用保険に未加入の方は事業所作成の退職証明書を提出ください。
	【 自営業の方 】 ①廃業を証明する書類（開廃業等届出書等）
③世帯収入（父母2名の収入合計）において2020年10月・11月の平均収入額が2019年1月～12月の平均収入月額より40%以上減少している場合 ※減収の有無に関わらず、父母両方とも提出が必要です。	【 会社員・パートタイマーの方 】 【 全員 】 ①雇用保険被保険者証の写し ※第一期に申請された方は提出不要です。 ※母子・父子家庭で、雇用保険に未加入の方は願書の「出願理由について」の欄にその旨を書き添えてください。 【 全員 】 ②2019年分の給与支払証明書（所定用紙） → 所定用紙を学生部 Web サイトより印刷し、勤務先に作成を依頼してください。 ※第一期に申請された方は提出不要です。 【 全員 】 ③2020年10月・11月の給与明細（写し） 【 賞与が減額されている方のみ 】 ④2020年分の給与支払証明書（所定用紙） → 所定用紙を学生部 Web サイトより印刷し、勤務先に作成を依頼してください。
	【 自営業の方 】 【 全員 】 ①2019年分の確定申告書の写し → 確定申告書を提出する場合は、第一表、第二表、収支内訳書または青色申告決算書の三点を提出してください。 ※第一期に申請された方は提出不要です。 【 全員 】 ②2020年の所得報告書（所定用紙） → 所定用紙を学生部 Web サイトより印刷し、記入・押印してください。 【 全員 】 ③2020年10月・11月の事業収入額が分かる帳簿等コピー

## ■申請書類の交付方法

願書およびその他の所定用紙は、学生部 Web サイト(奨学金サイト)よりダウンロードの上、各自で印刷してください。

○ダウンロード経路:「明治学院大学ホームページ」→「学生生活」→「学費・奨学金」→「奨学金」→「【家計急変の方対象】新型コロナウイルス感染症対応給付奨学金のご案内」

## ■申請書類の提出方法

申請書類は、下記の学生課宛に郵送してください。

対象となる学生	所属校舎	郵送先
文・経済・社会・法・心理学部の1・2年次生 国際学部生(全学年)	横浜学生課 (横浜校舎)	〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1518 明治学院大学 横浜学生課 奨学金担当
文・経済・社会・法・心理学部の3年次生以上	白金学生課 (白金校舎)	〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37 明治学院大学 学生課 奨学金担当

## ■提出期限

2020年12月24日(木)まで ※消印有効

## ■審査

提出書類に基づいて審査を行い判定します。

## ■採用者発表

2021年1月15日(金)(予定) ※採否についてはポートヘボンを通じてお知らせいたします。

## ■給付日

2021年1月25日(月)(予定)

ご相談・ご質問等については、下記へご連絡をお願いします。

【1-2年生、国際学部生】横浜学生課(045-863-2029) [gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp](mailto:gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp)

【3-4年生(国際学部生以外)】白金学生課(03-5421-5157) [gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp](mailto:gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp)

※メールで問い合わせいただく際には、メール本文に学籍番号をご記入ください。

2020年12月1日 明治学院大学 学生部